

議会運営委員会記録【未校正】

○招集日時 令和6年12月12日（木）午前10時00分

○招集場所 取手市議会議事堂 大会議室

○出席委員 委員長 赤羽直一
副委員長 落合信太郎
委員 小堤修
〃 石井めぐみ
〃 金澤克仁
〃 佐藤隆治
〃 入江洋一
〃 遠山智恵子

○欠席委員 なし

○出席説明員 なし

○職務のため出席した者 議長 岩澤信
議会事務局 局長 前野拓
議会事務局 次長 澤部慶
議会事務局 長補佐 小笠原一裕

○調査事件 (1) 政務活動費について
(2) その他

○調査の経過

午前10時00分開議

○赤羽委員長 ただいまの出席委員数8名。定足数に達していますので会議は成立いたします。

ただいまから議会運営委員会を開会します。

次に、本日の会議の映像は市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。

初めに、政務活動費について協議します。11月26日の議会運営委員会において、議員が公共交通機関を用いて調査研究を行った場合の経費の政務活動費の適用について、本日の議会運営委員会で御意見をいただくことになっておりました。

各会派から報告をお願いいたします。

金澤委員。

○金澤委員 創和会で話し合った結果なんですけど、結論から言うと、今までと同じような形でというふうな結論に至りました。例えばこういったチラシがあると思うんですけれ

ども、こういうセミナーとか研修会に議員が出た場合は、これらのチラシの写しと、あとはその調査報告書を添付して提出すれば、これらにかかる経費と交通費は認めるという、そういう形で話がまとまりました。以上です。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 私たちの会派のほうも、今までと同じ取扱いでいいのではないかと。ただし、先ほど金澤委員もおっしゃってたように、そのチラシと報告書を添付すると。きちんとそういうものをつければ差し支えないんじゃないかということでもまとまりました。

○赤羽委員長 落合委員。

○落合委員 公明党も2会派の方、今言われたように、同様の意見です。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 遠山です。実は私自身が、以前大阪のほうで研修がありまして、それ日帰りだったんですよ。日帰りで、トンボ帰りで帰ってこれなくはないんだけど、ちょっともったいないなということで、近くの野洲市、ちょうどあの頃、当時いろいろ話題に上がってたということで、そういう意味では、そこに寄って資料を頂いたり、少し話を聴かせていただいたという経緯があります。で、帰ってきたときに報告出したらば、これは認められていなかったよということで事務局のほうから言われて、指摘されまして、じゃあ分かったということで了解した経緯があります。やっぱりこの間の11月の議運の中で報告ありましたが、私たち、年間10万円割り当てられていますけども、その範囲であれば有効に議員研修というものは進んで行っていいんじゃないかなというところで話合いを進めてきました。で、あくまでも工程——工程表を出したり、できれば行った先の玄関ですとか、そういった資料を添付するとか、写真でもいいんで添付するとか、あと交通費も工程表の中にももちろん入りますので、その辺は認められるんじゃないかなということで、ちょっと話合いをしてまいりました。

○赤羽委員長 ありがとうございます。各会派、認めるという方向性ですが、それでは、Suicaを使った場合には領収書が出ませんが、これはどうでしょうか。

遠山委員。

○遠山委員 取手駅——まあ藤代駅で以前はできたんですけど、窓口なくなってしまったので、取手駅とか柏駅まで行って領収書を発行してもらっているのが可能であると。やっぱり領収書は必要だろうと思ってます。

○赤羽委員長 石井委員。

○石井委員 領収書は手書きじゃないと駄目ということですか。

○赤羽委員長 いや、別に手書きとかどうとかという決まりはないですよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 じゃあ、それについては領収書を添付——Suica使った場合でも領収書を添付すればいいということでもよろしいですか。

〔「Suicaの1,000円チャージとかで使って、どしたらいい」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 今、Suicaで仮に払——Suicaで入ってSuicaで出ると領収書

出ないんだけど、Suicaを使って券売機で切符を買えば普通に領収書が出るので、要は券売機で買った券を使えば、それでいいと思いますけれども。

○赤羽委員長 小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 事務局、小笠原です。今、電車代については、昨年の議会運営委員会のほうで協議のほうをしていただきまして決定されている事項になるんですけども、まず、会派名が記載された領収書の提出があれば政務活動費からの支出を認めると、今現在はされております。宛名については駅員による手書きも可。その際には領収書に金額のみが記載されている場合、内容の分かるものを添付することとされております。以上です。

○赤羽委員長 そうすると、券売機で領収書を出したとしても宛名は記載されてないわけですね。——これは……。

入江委員。

○入江委員 やっぱ駅によっては駅員のいないところもあるので非常に難しい問題になるのかなと思いますので、その辺、含めて協議したいと思います。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 大体、研修に行こうという場合、目的地というのははっきりしてるわけですから、前もって。そういう意味では、きちっと領収書を作れるというふうに——私はこれまでそのようにしてきたんですけど。やっぱり範囲を、何というの、より研修しやすくするようにということちょっと広げたいという思い——考えもあるから、先ほどの私は報告したん——発言したんですけども、でもやっぱり領収書であったり、きちっとその手続というものは、そこは市民に明らかにするという意味でも、やっぱりそこは必要であろうと、そこは思います。

○赤羽委員長 石井委員。

○石井委員 遡っちゃうんですけど。例えば六本木まで行きますとなったときに、常磐線から地下鉄使うじゃないですか。そこの乗り継ぎのところで切符出せない、改札通らないところもあると思うんで、そうすると切符を出せない場合もあるんじゃないかなと。例えば、線が変わるときとか——私、関西とかも行くんですけど、結局、JRじゃない線がいっぱいあったりとかするんですよ。そうすると出せなかったりするんですよ、切符が。そういった場合もどうなるのかなとか。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 取手駅で以前、JR常磐線で行ってそこから新幹線というので、そこで切符を買って、往復の切符を買って領収書が出てきたという、実際自分で買ったんで、そこは出ると思うんですけども。研修に出るときは、どの研修というこのチラシと行程表と、この研修の報告書があれば、今はJRもいろいろと窓口を閉鎖したりとかが多いので、会派の名前がなくてもそこに行ったということは間違いはないと思うんで、そこは時代の流れに即して対応してもいいのかなというの思います。

○赤羽委員長 そうすると、金澤委員のお話では領収書がなくてもいいという……。

金澤委員。

○金澤委員 領収書は必要なんですけど、会派名が書いてない領収書でも仕方ないのかなと。

○赤羽委員長 分かりました。——という御意見ですが、そのほかの意見ありませんか。ちょっと休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時28分開議

○赤羽委員長 再開します。

議員が公共交通機関を用いて調査研究を行った場合の経費の政務活動費の適用について、皆様から意見をいただきました。調査研究であれば認めようという形で御意見が出まして、ただし条件としまして、報告書があること、行程表の提出があること、領収書が添付されていること、この条件を基に政務活動費の支出を認めるということに、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。では、そのように決定いたします。

それでは、ただいま決定した、議員が公共交通機関を用いて調査研究を行った際の経費の政務活動費の適用を開始する時期について、今年度からの適用を希望されてる議員がおります。適用の開始時期について御意見ございませんか。——なしと認めます。

それでは、ただいま議員が公共交通機関を用いて調査研究を行った際の経費についての政務活動費の適用は、今年度の支出からすることに賛成の委員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。

続いて、その他です。今定例会の最終日の議事日程についてです。

議長から発言を求められていますので、これを許します。

岩澤議長。

○岩澤議長 私からは、12月25日最終日の議事日程について、現時点の予定として説明いたします。まず①として、現在開催されております臨時国会において、職員の給与に関する法律の改正案が審議されています。改正が行われましたら、最終日の12月25日に取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が上程される見込みです。また条例の一部改正に伴い、各会計の補正予算も上程される見込みとなります。これら議案につきましては、今定例会の議決をいただき速やかに変更する——変更を行う必要があるため、最終日に提案理由の説明、そして質疑、そして付託省略をお諮りいただき、討論・採決まで行っていただくことについて、本日、協議をお願いいたします。

次、②としまして、同じく現在開催されています臨時国会において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対しての支援策である重点支援地方交付金の追加を盛り込んだ補正予算案が審議されています。国の補正予算が成立した場合、本市においても、住民税非課税世帯への支援である低所得者——低所得世帯支援についての補正予算が速やかに編成され、12月25日に上程される見込みです。これらについても今定例会で議決をいただき速やかに対応する必要があるため、最終日に提案理由の説明、質疑、付託省略をお諮りい

ただき、討論・採決まで行っていただくことについて、こちらも本日も協議をお願いいたします。なお、臨時国会は12月21日までの会期で開催されているところですが、仮に12月21日までに先ほど説明した議案が成立しなかった場合、12月25日の会議は行わないこととなります。国会の審議の状況や執行部からの議案の送付の状況に左右されることとなりますが、そちらについては御承知おきください。

私からは以上となります。協議のほうをお願いいたします。

○赤羽委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 質疑なしと認めます。

お諮りします。今の議長の説明のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。

そのほか、議長や委員からございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 今回3月——12月だよ、定例会の中で——今回の定例会の中で、実は私たち共産党会派の加増議員が、一般質問の中で資料を皆さんにお配りしたいということだったんですけども、最初、事務局のほうからは、傍聴者まではちょっとどうでしょうということを投げかけられて、そこは了解したんですけど、せめて議員は、同じ議場で議論するわけですから共有したいということで述べたんで——申し述べたんですけども、その時点で、じゃあもうちょっとお待ちくださいということで。そしたらちょっと結構時間がかかりまして、最終的にそれはできないということで了解得たいという、そういう内容の話だったということで——その辺が、私たち共産党は資料請求などもよくやっていますけど、やっぱり議長を通して資料請求をすると、サイドブックに載ったりして、議員みんなでも共有した上でやれたらいいというふうに常々思っているんで。もし万が一、これはちょっと控えたほうがいいかなあみたいなのがあれば、じゃあそこを——これはオフレコなんだけれども議場で配るだけは配りますよということで、議員はそこを了解してというふうな、そういう説明もあれば、もう議員はその辺はきちっと了解しているんで。そういうあって——だから原則、やっぱり議員同士共有したいというところでは配付をするべきじゃないかなというのが、いまだにちょっと残ってまして、その辺こう——これに関しての経緯があれば、そこを報告していただきたいし、今後を見据えた上でちょっとお聞きしたいんですけども。

○赤羽委員長 遠山委員。ちょっとお伺いしたいんですが、議員に配付するのは可とされたんですか。ただ傍聴人に配るのが不可とされた、ということなんですか。

○遠山委員 最初はもう傍聴人にも、と思ったんですけど……。

○赤羽委員長 いやだから結果的に。

○遠山委員 それは結果的に、だから、議員だけでも共有したいということではなかったけれども、じゃあその件についてはちょっとお待ちください、ということで夜な夜なかかって

夜遅くというか——ちょっと時間がかかったということで報告……

○赤羽委員長 いや、それは議員に対しても……

○遠山委員 (続) 議員にも……。

○赤羽委員長 (続) 配付するのは不可となったわけですか。

○遠山委員 そう。

[「内容はどういうものなんですか」と呼ぶ者あり]

○赤羽委員長 それは……。

○遠山委員 取手の祭りのチラシ。

○赤羽委員長 遠山さん——今まだ指名してない。

○遠山委員 一般紙でも……。

○赤羽委員長 それは議員に対しても配付するのは不可となった。それはでも議長として配付してくださいというふうに事務局にお願いしても——それもできなかったんですか。

遠山委員。

○遠山委員 ふふふ。まずは私たち、事務局を通して議長の承諾も得てもらいたいという立場で、事務局のほうに相談したんです。で、ちょっとお待ちくださいということで、最終的には「議場で配付するのも駄目です」となったということなんで。その辺はいろんな条件つけてでも、私たちは議員同士では共有したいなというふうに思うんで、今後どうあるべきかというところをこの議運の中で——あくまでも議会運営ということに関わるんで、ちょっと発言をさせていただきたいと。

○赤羽委員長 それについて、事務局のほうではどんな判断をしたんだか覚えてますか。

小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 事務局、小笠原です。その当時、資料のほうを頂きまして、そのチラシの内容のほうを事務局のほうで確認させていただきました。その中でなんですけども、多数——多数というか複数の個人のお名前ですね——個人名でのお名前が入っていたりとか、あと電話番号が入っていたりというところがございましたので、個人情報に当たるものではないかというところでお控えいただいたというような状況ではございました。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 そのチラシ作成したところが——ところがというか、チラシそのものは一般紙に折り込まれて公になってたんですよ。だから——でもまあ一般紙に入ってるのって、広告チラシって、なかなか皆さん目にしないものもあるかなと思うんで、で、一般質問で取り上げる以上、議員同士共有したいということで議員の皆さんには配りたいという、それさえも駄目という、止められたという、その辺がちょっとどうもなんか——どうなんでしょう。議運の中で話し合っていたらいいと思って提起しています。

○赤羽委員長 ということなんですが、どう判断したらいいんだろう。

[笑う者あり]

○赤羽委員長 これは商工会【「商工会」を「祭実行委員会」に発言訂正】の発行したチラシですよ、商工会【「商工会」を「祭実行委員会」に発言訂正】の発行したチラシ。

八坂のお祭りの商工会【「商工会」を「祭実行委員会」に発言訂正】の発行したチラシで、そこに多分提灯の写真が載ってたんじゃないかと思うんですが、それでしょ。

議長。

○岩澤議長 商工会ではなくてお祭りの実行委員会が発行したものですね。

○赤羽委員長 訂正します。実行委員会だそうです。

金澤委員。

○金澤委員 資料の配付ということですけども、今回はそういった形で何人かの個人情報載ってたということで配付できなかったということなんですけど、こういったものに限らず、その都度その都度、配付することが適切かどうかというのを判断して、最終的には議長の判断という形で、今までもそうしていたと思うんですけども、これまでどおりもそういった形で配付というのでいいと思います。その都度、その内容を見て判断という形でいいと思いますが。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 今、金澤委員のほうからそういったことなんですけど、結局、議長——最終的には議長判断ということなんですよ。議長はどういうわけで判断されたんでしょう、配るなど。

○赤羽委員長 事務局長。

○前野議会事務局長 そのチラシの内容を確認させていただいて、先ほどと同じなんですけど、個人情報載ってるという部分で議長のほうに御相談をして、個人情報まで載ってるものは配付できないよねということで、議長と私のほうで決めさせていただいたような、そういう形です。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 もうこれで終わりにしますけどね。そのチラシには議長名も出てたということで、何かそれで議長が判断されたということになると思うんですけど。私は疑義が残るな、ますますなというふうに、そのことを言って終わります。——平行線だろうからいいです。

○赤羽委員長 事務局長。

○前野議会事務局長 議長そのものの個人のお名前というのは掲載されておられません。

○遠山委員 そこまで言わせる、私に。ふふふ。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 だって、そりゃフルネームで書いてなけれ——ないかもしれないけど、これは議長——議長だなあって分かるんですよ。あと、市長だなあって分かったんですよ。で、今回、お祭りに対して政教分離という以上どうでしょうかという、そういうことでやり取り——一般質問で取り上げたんです。私たち議員は、市長を含めて、特別職を含めて、しっかり襟を正そうということをちょっと問うことで、みんなで自覚しようということをお願いしたかったんですよ。それだけだったんですけどね。何かあえて資料配られるのが、市内には配られてたのに何で議場で、議員同士共有できないのかなというので、何かかえって疑義が残るということは、不信感を抱いてしまったということで、今後もその都度きちっと

やりましょうということで、以上で終わりますよ。

○赤羽委員長 では、この案件についてはこれで終了とさせていただきます。

そのほかありませんか。

小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 3点ほど御報告のほうがございます。まず1点目でございます。今、通知のほうを差し上げました配付資料のほう御覧ください。議案第70号、取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議が、12月11日付で根岸議員外より提出されました。1点目は以上でございます。

2点目でございます。こちらも報告となります。11月26日の議会運営委員会で令和7年第1回定例会の会期日程をお示しのほうさせていただきましたが、令和7年第1回定例会前の2月14日午前10時から議員全員協議会の開催が予定されております。内容のほうは、令和7年度当初予算案の報告が予定されております。

続いて3点目でございます。12月の18日の午後、戸頭中学校との協働事業の第2弾、中学生議会が開催されます。今回は戸頭中学校3学年の2クラス、65名の方が来場をされまして、1組・2組の入替え制で議場にて全生徒、12グループになりますが発表のほうを行う予定となっております。御参加のほうよろしくお願いたします。以上でございます。

○赤羽委員長 ありがとうございます。これについて何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。

そのほか、その他ありませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。

それでは、これで議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時43分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

議会運営委員会委員長 _____

○委員会記録における発言訂正箇所

◆ P06 38行目 青色部分を「祭実行委員会」に訂正

◆ P07 01行目 青色部分を「祭実行委員会」に訂正

◆ P07 02行目 青色部分を「祭実行委員会」に訂正